

佐久総合病院再構築問題に係る三者協議 知事裁定案

県は、現下の医療をめぐる厳しい状況、佐久総合病院が地域医療に果たしている機能、土地問題をめぐる佐久市と厚生連の膠着状態などを踏まえ、この問題を一刻も早く解決することを最優先課題として、佐久市、厚生連、県の三者による協議の場を平成20年10月に設けた。

この三者協議の場で、土地問題と医療問題の両方の視点から5回の協議を重ね、誠意をもって話し合った結果を踏まえ、下記のとおり裁定案を提案するものである。

記

- 1 厚生連は、土地利用上の政策的・法的問題を解決するための手順を踏まずに当該土地を取得したことに対する「お詫び」及び佐久市に対する「始末書」を提出するものとする。
- 2 厚生連は、臼田に残る本院機能について、臼田地区住民に、より具体的に説明し、不安を解消していくものとする。
- 3 基幹医療センターの建設は、まずツガミ跡地を候補地とし、佐久市及び厚生連は、所要の手続きに入るものとする。
- 4 佐久総合病院の再構築については、三者が協力して対応していくこととする。